

# 公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、税務大学校札幌研修所における清涼飲料水自動販売機の設置を希望する者の募集について、下記のとおり公募に付する。

## 記

### 1 募集対象者

庁舎の使用又は収益の許可を得て、税務大学校札幌研修所で次の営業を希望する者  
業種：自動販売機

設置等の場所：札幌市西区八軒5条西8丁目1番1号 税務大学校札幌研修所

募集事業者数：1業者

### 2 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（契約担当官が特に認めるものを含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 下記4の期間内に企画提案書等提出要領等を受領した者であること。

### 3 使用又は収益の許可期間

令和8年4月1日（水）から令和13年3月31日（月）

### 4 企画提案書等提出要領等の交付

(1) 日 時 令和7年12月10日（水）～令和7年12月25日（木）  
9時00分～12時00分及び13時00分～16時00分

ただし、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日を除く。

(2) 場 所 札幌市西区八軒5条西8丁目1番1号  
税務大学校札幌研修所 1階事務室 総務係

(3) その他 企画提案書等提出要領等の交付を受けなかった者の申請は一切認めない。

### 5 企画提案書等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和8年1月13日（火）16時00分 持参又は郵送（必着）

(2) 提出先 札幌市西区八軒5条西8丁目1番1号  
税務大学校札幌研修所 総務係

## 6 照会先

〒063-0845 札幌市西区八軒5条西8丁目1番1号  
税務大学校札幌研修所 総務係 電話011-611-0334(内線23) 中本

以上公告する。

令和7年12月10日

分任契約担当官  
税務大学校札幌研修所幹事 相場 至郁